

# 第7章 計画の推進に向けて

## 1 協働による計画の推進

地域で生活している市民一人ひとりが地域福祉の主役です。地域で活動する市民や団体等の様々な地域福祉の担い手と力を合わせ、「自助、互助、共助、公助」の重層的な取組を推進していきます。

### ☆市民

あいさつ、声かけ、趣味、SNSなど、自分らしい方法で、身近な地域における交流を深めることが大切です。また、ボランティア等の社会貢献活動や、各種募金、市や福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

### ☆社会福祉法人

様々な分野における生活支援や、将来的に支援を必要とする可能性がある人への予防的な支援など、公益的な取組の実践による地域社会への貢献が期待されます。

### ☆福祉サービス事業者

利用者本位のサービスと地域拠点機能を高め、市民生活を豊かにする役割が期待されます。

### ☆関係機関等

当事者団体、支援者団体、企業、保育・教育機関、医療機関等は、専門性とネットワークの発揮と多方面との連携が期待されます。

### ☆地域活動団体

自治会や民生委員・児童委員などの地域で活動する団体は、把握した地域課題を地域の中で解決するために様々な関係機関と連携することが重要です。

### ☆ボランティア・NPO

市内外の知見とネットワークを生かした活動をとおして、地域福祉に貢献する活動が期待されます。

### ☆調布市社会福祉協議会

地域における課題把握やその課題に対応した事業の展開を図るとともに、市民や地域活動団体、福祉サービス事業者、行政などの様々な関係機関と連携しながら、地域福祉推進の中心的な存在として、各種支援をコーディネートすることが期待されます。

### ☆市

市は、地域における支え合いの仕組みづくりや、地域におけるトータルケアの推進など、地域共生社会の充実に向けた福祉施策の総合的な推進を図ります。また、必要に応じて公的機関をはじめ、様々な支援関係機関等と連携しながら、地域福祉の推進のための基盤づくりに努めます。

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

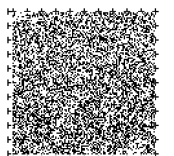
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



## 2 計画の周知・普及

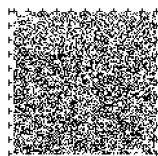
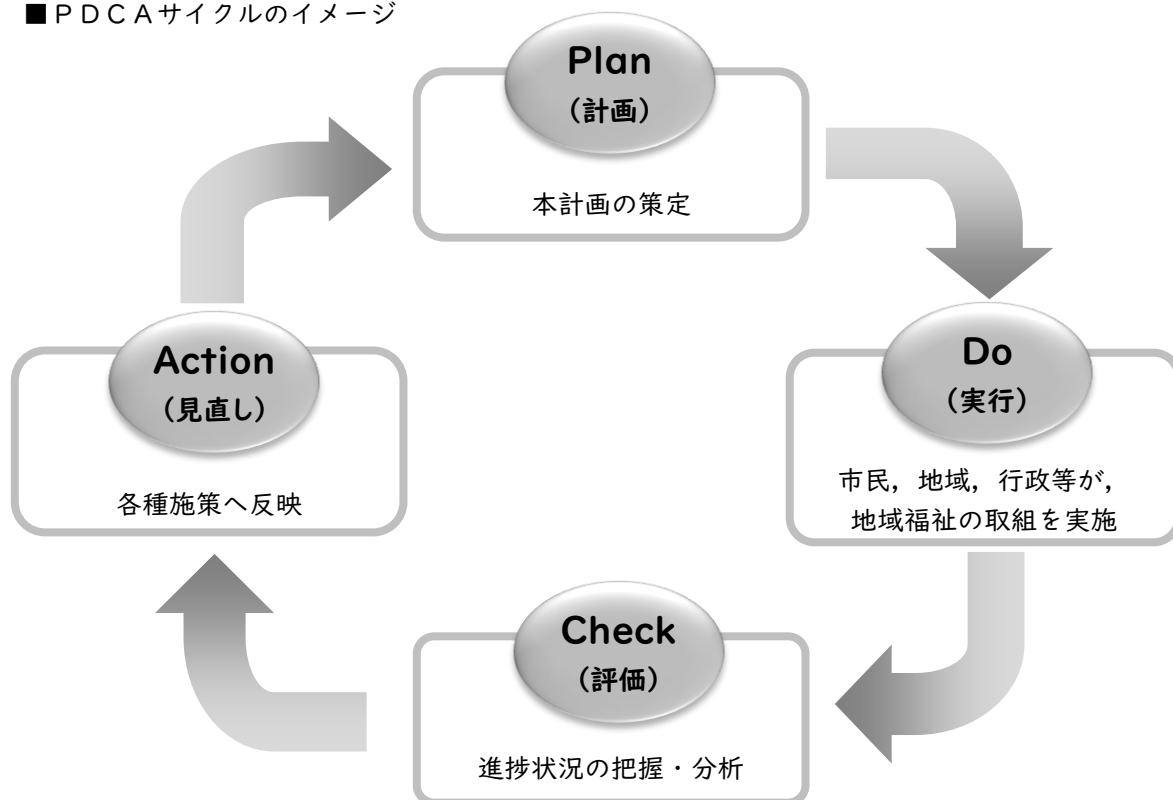
地域福祉を推進するうえで、地域福祉の方向や取組について、関係する全ての人、団体、機関等の共通理解を高めることが重要です。

そのため、市報、市のホームページ、SNS、メディア、関係する団体・機関を通じて、地域福祉の意義、取組の方向、市内の様々な地域福祉活動を広く市民に周知し、普及に努めます。

## 3 計画の進行管理・評価

P D C Aサイクルの考え方にに基づき、本計画の進捗状況の定期的な把握と取組の継続的な改善を図ります。そのため、調布市地域福祉推進会議において、計画の評価と進行管理を継続し、地域福祉の着実な推進を図ります。

### ■ P D C Aサイクルのイメージ



# 参考資料

## 資料Ⅰ 調布市の地域福祉計画と国の主な動向

調布市の計画	国の地域福祉計画に関する主な動向
平成4年度策定	
↓	
平成12年度策定	平成12年度 社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が明文化
↓	平成13年度 社会保障審議会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について」
平成17年度策定 (福祉3計画同時)	
↓	平成18年度 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会「災害時要援護者対策の進め方について」
平成23年度策定	
↓	<p>平成24年度 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」</p> <p>平成25年度 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」</p> <p>平成28年度 厚生労働省通知「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行について」及び「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」, 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置</p> <p>平成29年度 地域力強化検討会最終とりまとめ, 厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」</p> <p><b>国の方向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域での困りごとを地域で発見・解決できるような“地域力の強化”</li> <li>●複合的な課題に対応していくため“包括的”な支援の推進</li> </ul>
平成29年度策定	
↓	<p>平成30年度 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行</p> <p>令和元年度 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <p>令和3年度 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行, 重層的支援体制整備事業の創設 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」閣議決定, 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定</p> <p>令和4年度 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定</p>
令和5年度策定	

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

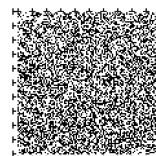
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料

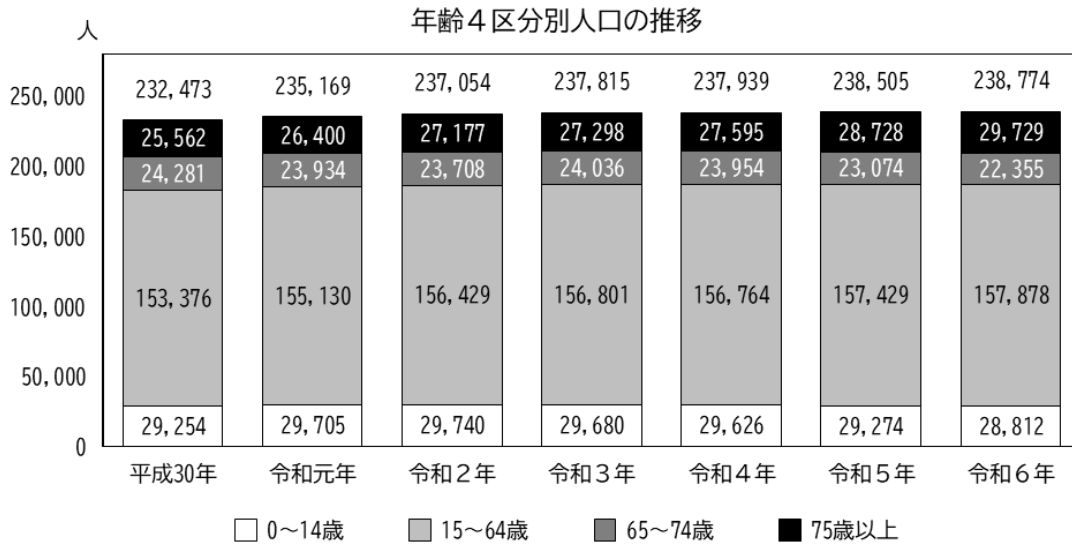


## 資料2 地域福祉に関する統計データ

### (1) 人口の状況

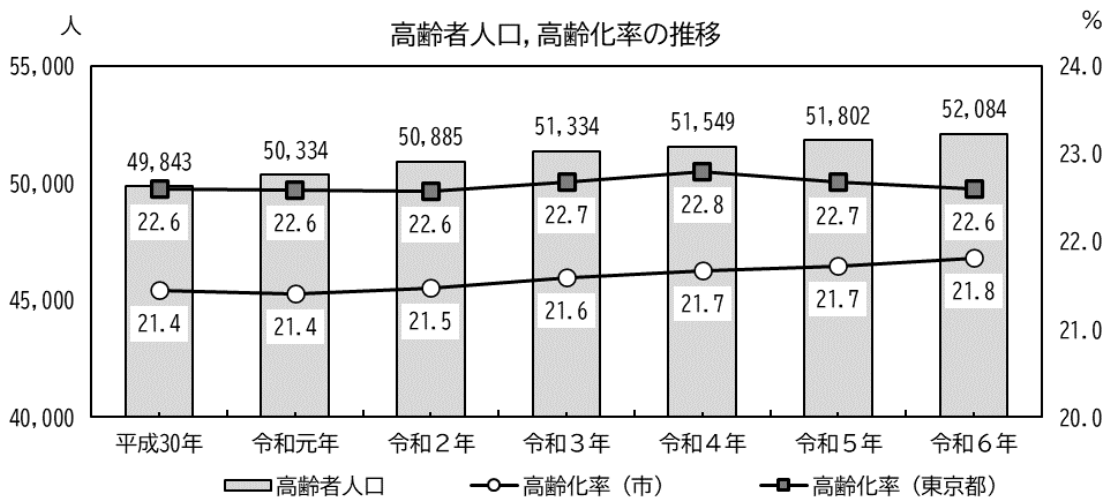
市の人口は、平成30年から令和6（2024）年にかけて約6,300人増加し、238,774人となっています。

年齢4区分別では、0～14歳は約440人減少、15～64歳は約4,500人増加、65～74歳は約1,900人減少、75歳以上は約4,200人増加しています。

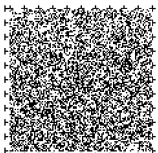


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）はゆるやかに上昇し、令和6（2024）年は21.8%となっています。東京都に比べるとやや低く推移しているものの、人口の高齢化が着実に進んでいます。

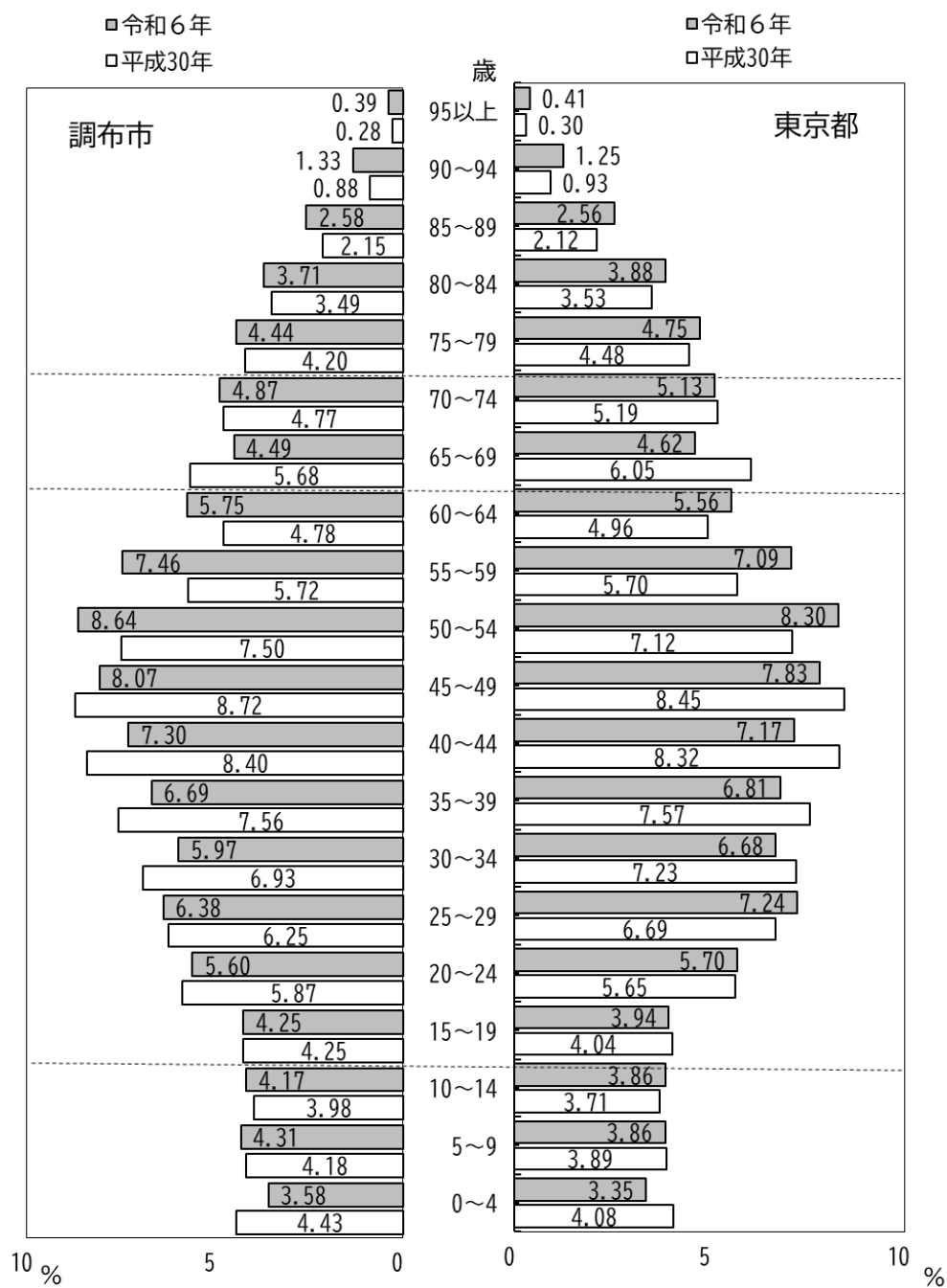


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

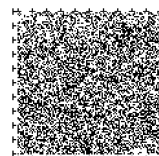


市と東京都の人口構造（総人口を100%とした比率）は概ね同じような構造です。平成30年と令和6（2024）年の人口比率で特に顕著な動きは、市、東京都ともに30～49歳と65～69歳が減少、また、0～4歳も減少しています。一方で、50～59歳が増加しています。

人口ピラミッドの推移

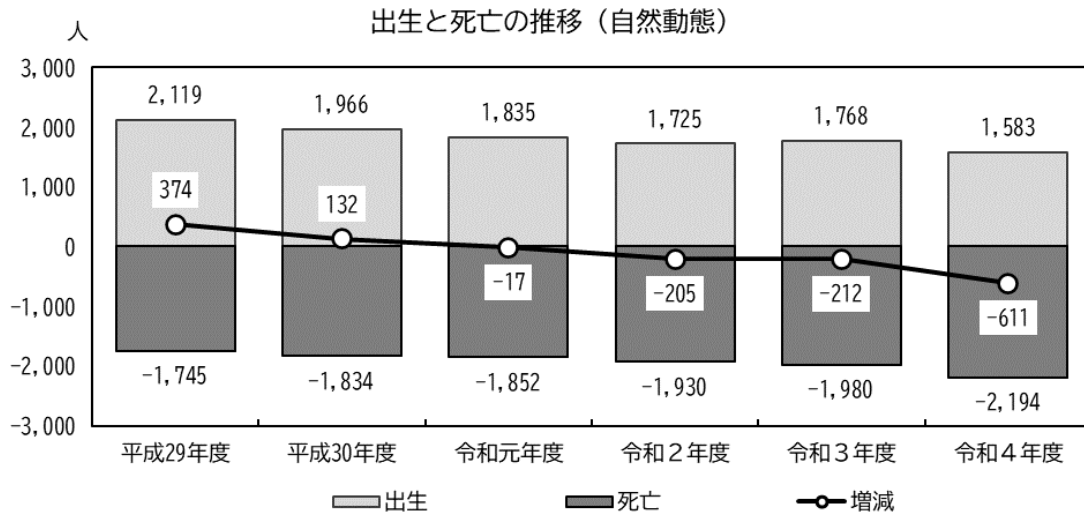


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）



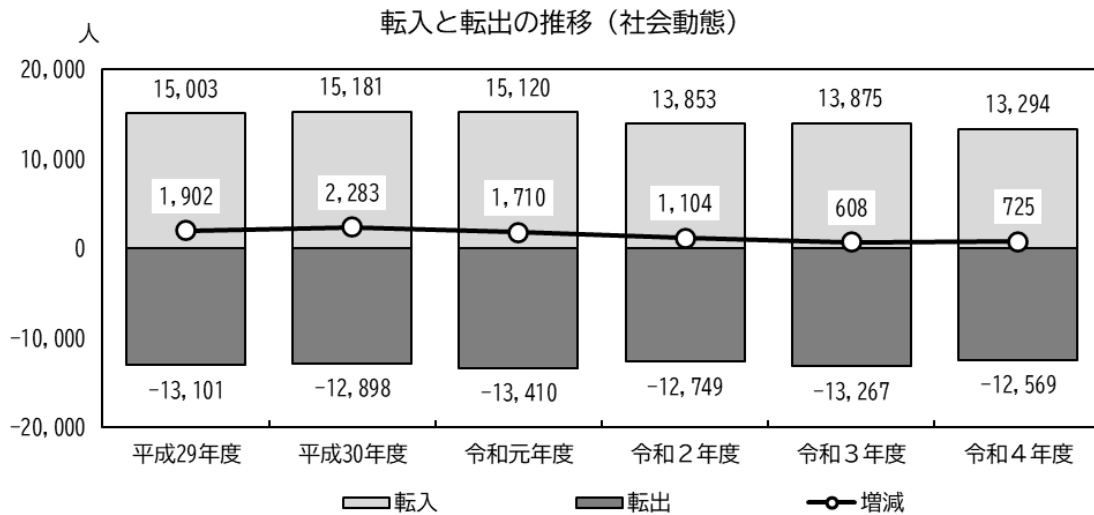
## (2) 自然動態と社会動態の状況

出生・死亡の自然動態は、平成29年度が374人の増加でしたが、令和元年度は17人減少となり、死亡数が出生数を上回る自然減に転じました。その後は自然減が年々大きくなっており、令和4年度は611人の減少となっています。

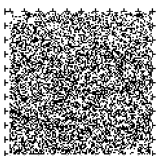


資料：調布市統計書（日本人）

転入・転出の社会動態は、転出数が横ばい、転入数は令和元年度まで15,000人台でしたが、令和2年度以降は13,000人台となっています。このため、転入・転出の差は平成29年度の1,902人増から令和4年度は725人増となり、増加数（転入超過）が減少しつつあります。



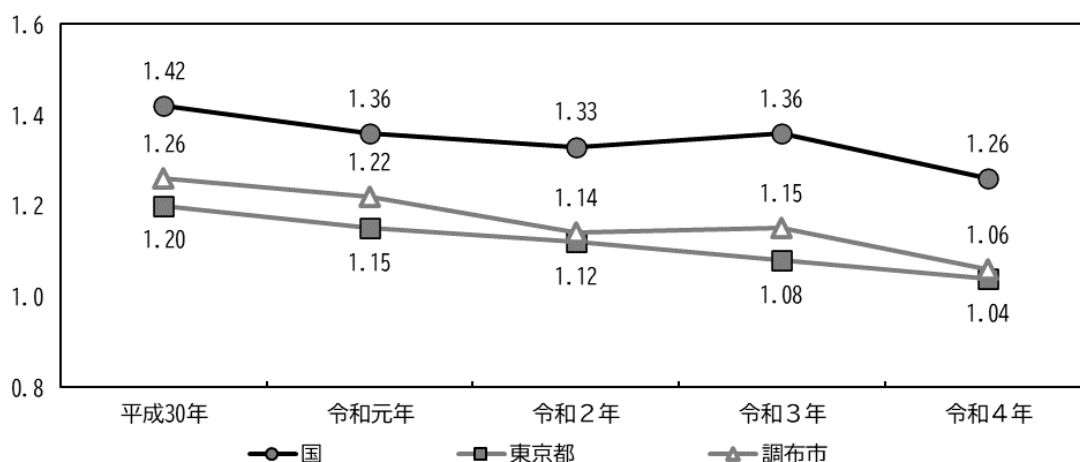
資料：調布市統計書（日本人）



### (3) 合計特殊出生率の状況

合計特殊出生率は、平成30年以降、国、東京都と同様、低下傾向にあります。また、毎年、東京都をわずかに上回りますが、国よりは低く推移しています。

合計特殊出生率の推移



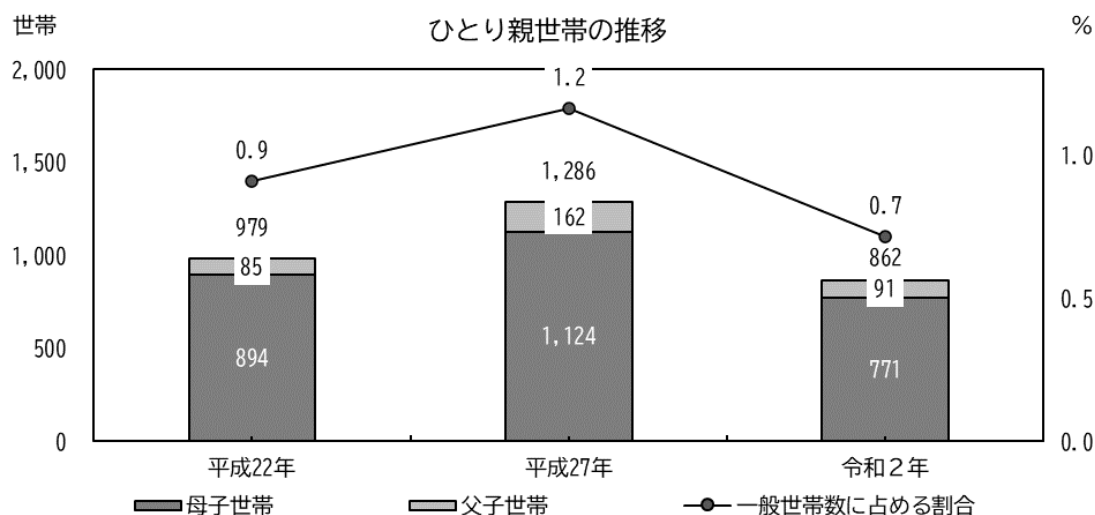
資料：市：東京都人口動態統計（令和3年）、令和4年東京都人口動態統計年報（確定数）

国・都：厚生労働省人口動態統計月報年計（概数）の概況

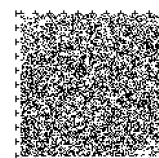
### (4) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯（18歳未満の子どものいる母子世帯、父子世帯）は、平成22年から平成27年にかけて増加しましたが、令和2年は減少しました。令和2年の母子世帯は771世帯、父子世帯は91世帯となり、一般世帯数に占める割合は0.7%となっています。

ひとり親世帯の推移

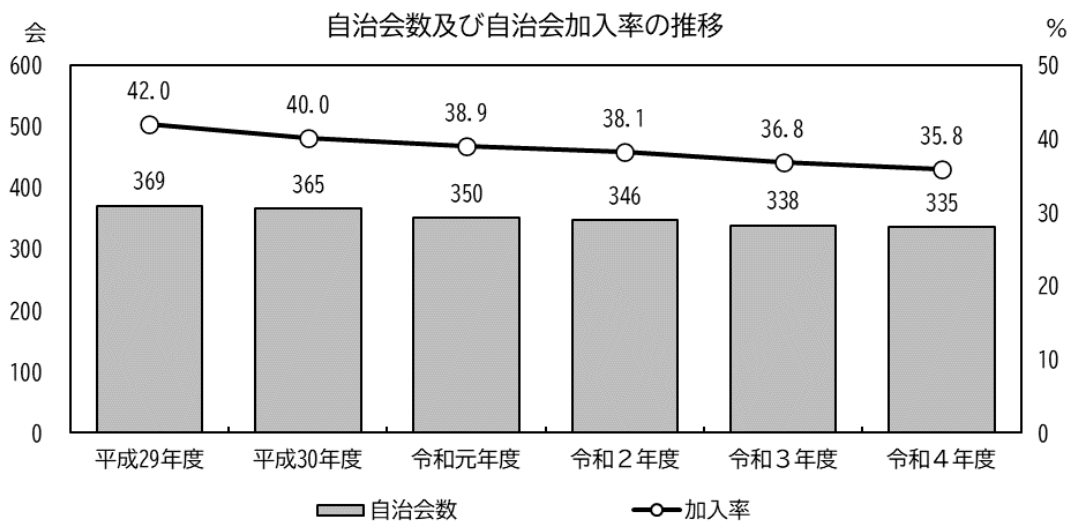


資料：国勢調査



## (5) 地域活動・資源の状況

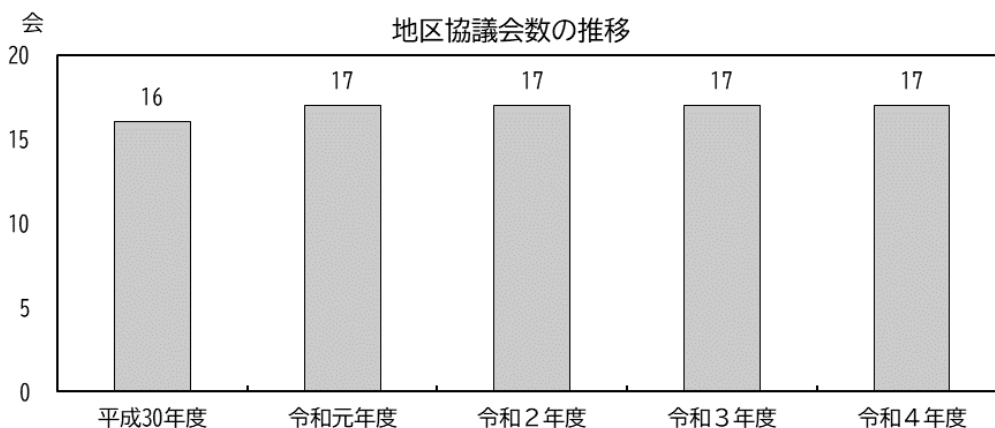
自治会数及び自治会加入率は、平成29年度から減少しており、令和4年度は335自治会、自治会加入率35.8%となっています。



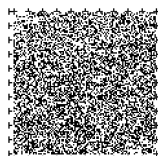
資料：調布市事務報告書

小学校区をコミュニティエリアとする地区協議会は、平成11年に初めて設立されて以降、令和4年度は17地区まで広がり、活動が行われています。

※地区協議会は、地域で活動する各種団体や地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自主的に活動するネットワーク組織。令和5年度現在、市内20の小学校区のうち、18地区で設立。



資料：調布市基本計画（令和5年3月）





### 資料3 計画の策定経過

年月日	項目	主な内容
令和4年度		
6月8日	第1回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査について 2 令和4年度地域福祉コーディネーター事業概要について 3 その他
7月20日	第2回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査調査票（案）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会の概要について 3 その他
8月23日	第3回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査調査票（案）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会の概要について 3 その他
10月13日 ～10月31日	調布市民福祉ニーズ調査 アンケート調査	1 誰もが暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳以上の市民） 2 高齢者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（65歳以上の市民） 3 障害のある人が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳以上の障害者） 4 子どもと保護者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート（18歳未満の障害児の保護者）
10月29日 ～11月19日	調布市民福祉ニーズ調査 住民懇談会	市内8圏域を対象に全4回（1回×2圏域）開催
12月23日	第4回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査アンケート調査結果（速報版）について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 その他

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

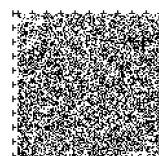
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

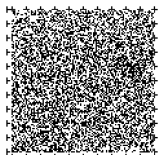
第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



年月日	項目	主な内容
令和5年 2月9日	第5回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査結果について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 その他
3月23日	第6回地域福祉推進会議	1 調布市民福祉ニーズ調査アンケート調査結果について 2 調布市民福祉ニーズ調査住民懇談会実施結果について 3 令和4年度地域福祉コーディネーター事業の報告及び評価について 4 その他
令和5年度		
5月24日	第1回地域福祉推進会議	1 地域福祉計画策定関連スケジュールについて 2 「調布市地域福祉計画及び福祉のまちづくり推進計画」(現計画)の概要について 3 現計画策定後の地域福祉に関する主な国等の動向について 4 次期計画の基本理念(案)について 5 令和5年度地域福祉コーディネーター事業概要について 6 その他
6月25日	第2回地域福祉推進会議	1 次期福祉3計画の理念(修正案)について 2 地域福祉計画を取り巻く現状等について(統計データ) 3 地域福祉計画及び福祉のまちづくり計画の構成案 4 グループインタビューの実施について 5 その他
7月21日	第3回地域福祉推進会議	1 次期福祉3計画の理念(最終案)について 2 次期地域福祉計画の骨子案について 3 その他
8月24日	第4回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の骨子案について 2 その他
9月29日	第5回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の素案について 2 令和4年度地域福祉コーディネーター活動報告書及び事業評価書について 3 その他



年月日	項目	主な内容
11月14日	第6回地域福祉推進会議	1 次期地域福祉計画の素案について 2 次期福祉のまちづくり推進計画の素案について 3 その他
12月20日～ 令和6年 1月19日	パブリック・コメント	市のホームページ及び公共施設にて公開
12月23日	福祉3計画合同説明会	総合福祉センターにて開催
令和6年 2月15日	第7回地域福祉推進会議	1 調布市地域福祉計画案について 2 調布市福祉のまちづくり推進計画案について 3 その他
3月19日	第8回地域福祉推進会議	1 調布市地域福祉計画案について 2 調布市福祉のまちづくり推進計画案について 3 令和5年度地域福祉コーディネーター事業の報告及び評価について 4 その他

第1章  
計画の策定に当たって

第2章  
地域福祉の現状と課題

第3章  
調布市の福祉の共通事項

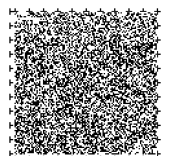
第4章  
計画の基本方向

第5章  
成年後見制度の利用促進

第6章  
8つの福祉圏域の取組

第7章  
計画の推進に向けて

参考資料



## 資料4 調布市地域福祉推進会議

## (1) 調布市地域福祉推進会議規則 (平成16年調布市規則第9号)

改正

平成18年6月23日規則第91号

平成19年3月30日規則第15号

平成21年6月22日規則第87号

平成24年2月3日規則第2号

平成27年3月31日規則第37号

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により策定した調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により、総合的に推進するため、調布市地域福祉推進会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、地域福祉の推進について必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が依頼し、又は任命するもの(以下「委員」という。)25人以内をもって構成する。

- (1) 市民 5人以内
- (2) 高齢者団体等が推薦する者 2人以内
- (3) 障害者団体等が推薦する者 2人以内
- (4) 子ども関係団体等が推薦する者 2人以内
- (5) 保健医療関係団体等が推薦する者 2人以内
- (6) 地域福祉団体等が推薦する者 5人以内
- (7) 自治会、町内会その他の地域住民が組織する団体等が推薦する者 2人以内
- (8) 商工会が推薦する者 1人
- (9) 学識経験者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

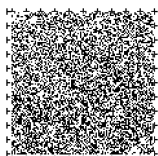
(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(招集)

第6条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉健康部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成21年10月1日以後に最初に依頼又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成18年6月23日規則第91号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月22日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

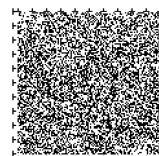
附 則(平成24年2月3日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第37号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の調布市地域福祉推進会議規則(以下「改正後の規則」という。)第4条の規定にかかわらず、改正後の規則第3条の規定により、この規則の施行の日から平成30年3月30日までの間に市長が依頼し、又は任命した委員の任期は、同月31日までとする。

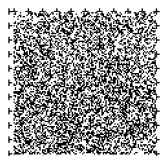


## (2) 調布市地域福祉推進会議委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日

	所属・団体・勤務先など	氏名	備考
1	ルーテル学院大学 名誉教授	和田 敏明	会長
2	明治学院大学 教授	和気 康太	副会長
3	立教大学 准教授	川村 岳人	
4	公募市民委員	井出 和重	
5	公募市民委員	近藤 賢一	
6	公募市民委員	向井 卓	
7	地域包括支援センター連絡協議会	麻生 和仁	
8	調布市身体障害者福祉協会	江口 正和	
9	NPO法人調布心身障害児・者親の会	簾畑 恵里	
10	調布市民生児童委員協議会 (主任児童委員)	奥藪 富佐子	
11	調布市保育園協会	千葉 明子	
12	調布市医師会	西田 伸一	
13	東京都多摩府中保健所	深井 園子	
14	調布市民生児童委員協議会	中村 悦子	
15	調布市社会福祉協議会	坂本 祐樹	～令和4年度
		中村 竜	令和5年度～
16	調布市社会福祉事業団	今宮 麗子	
17	調布ゆうあい福祉公社	清水 歩	～令和4年度
		渡邊 範江	令和5年度～
18	社会福祉法人六踏園	石井 義久	
19	調布市自治会連合協議会	元部 欽司	
20	調布市商工会	増田 弘子	

(敬称略)



---

---

# 調布市地域福祉計画

令和6（2024）年度 ～ 令和11（2029）年度

---

---

発行日 令和6（2024）年3月

刊行物番号
-------

発行 調布市

2023-240
----------

編集 調布市 福祉健康部 福祉総務課

〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1

（電話） 042-481-7101

（ファクス）042-481-7058

URL <https://www.city.chofu.lg.jp/>

---

---

